

新型コロナウイルスにかかって受験できなくなったときは

本学の令和5年度一般選抜（前期日程）においては、新型コロナウイルスへの感染（感染が疑われる場合を含む。）により個別学力検査を受験できなかった受験生の皆様に対する救済措置として、大学入学共通テストの成績を参考にした合否判定の実施を予定しています。

【申請方法】

救済措置を希望する場合は、申請受付期限までに、以下の連絡先に必ず事前に電話連絡のうえ、必要書類を「書留速達郵便」で郵送してください。

【申請受付期限】

令和5年2月25日（土）必着

【必要書類】

- ・救済措置適用申請書（様式は本学ホームページからダウンロードすること。）
- ・医師の診断書等

※「濃厚接触者」に該当する者で、保健所等からの書面による通知を受けていない者は、「申出書」を添付すること（様式は本学ホームページからダウンロードすること。）。

ただし、やむを得ない理由により、申請受付期限までに書類を提出することができない場合は、症状等を、申請受付期限までに以下の連絡先に電話連絡し、指示を受けてください。

このときでも、医師の診断書等の救済措置に関する申請に必要な書類は、令和5年2月27日（月）まで（必着）に提出いただく必要がありますので、ご注意ください。

なお、提出書類の内容によっては、救済措置の対象にならない場合があります。

* 一般選抜（前期日程）試験日

令和5年2月25日（土）

【連絡先・郵送先】

〒939-0398

富山県射水市黒河 5180

富山県立大学入学試験実施本部

TEL : 0766-56-7500